

(地Ⅲ159F)
平成23年10月20日

都道府県医師会
郡市区医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
保 坂 シゲリ

「予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律」の一部施行及び関係政省令の施行について

「予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律等の施行について」は、平成23年7月25日付(地Ⅲ82)文書にて貴会宛お送りいたしました。

今般、予防接種法に新たに臨時接種が創設されることに伴い、当該改正部分が平成23年10月1日から施行され、また、関係政令、省令についても公布、施行されました。

つきましては、本件について貴会会員に周知いただきたく、ご高配のほどよろしく
お願い申し上げます。

事務連絡

平成23年9月30日

社団法人 日本医師会御中

厚生労働省健康局

結核感染症課

厚生労働行政につきましては、日頃より多大なる御協力を賜り心から御礼申し上げます。

今般、別添のとおり各都道府県知事、政令市長、特別区長あて通知いたしましたので御連絡いたします。

貴会におかれましても関係区市町村の医師会及び会員への周知を図っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

用件のみにて失礼いたしますが、御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。



健発第0930第3号
平成23年9月30日

都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

「予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律」の一部施行及び関係政省令の施行について

「予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第85号。以下「改正法」という。）」については、平成23年7月22日付け厚生労働省健発第0722第1号、厚生労働省薬食発第0722第1号「予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律等の施行について」（以下「改正法施行通知」という。）により通知したところであるが、今般、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）に新たに臨時接種が創設されることに伴う改正部分について、平成23年10月1日から施行されることとなった。

また、改正法の一部施行に併せ、「予防接種法施行令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」（平成23年政令第305号）及び「予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（平成23年厚生労働省令第122号）が本日公布され、平成23年10月1日から施行されることとなった。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。なお、下記の第一については、改正法施行通知により既に通知している内容と同じである。

第一 改正法関係

一 予防接種法の改正

1 予防接種の実施に関する事項

(1) 新たな臨時の予防接種

イ 厚生労働大臣は、2類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができるものとする。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種（以下「新たな臨時接種」という。）が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。 （第6条第3項関係）

ロ 国は、臨時の予防接種（新たな臨時接種を含む。以下同じ。）の円滑な実施を確保するため、ワクチンの供給等に関し必要な措置を講ずるものとする。 （第6条第4項関係）

(2) 予防接種の勧奨

市町村長又は都道府県知事は、1類疾病に係る定期の予防接種又は臨時の予防接種の対象者に対し、当該予防接種を受けることを勧奨するものとする。また、当該対象者が16歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者に対し、当該予防接種を受けさせることを勧奨するものとする。 （第7条の2関係）

(3) 被接種者等の責務

予防接種を受けるよう努める責務を、新たな臨時接種の対象者については課さないものとする。 （第8条関係）

2 費用負担に関する事項

(1) 費用の負担

イ 新たな臨時接種を行うために要する費用は、市町村が支弁し、その費用の4分の1を都道府県が、2分の1を国がそれぞれ負担すること。 （第22条第2項関係）

ロ 新たな臨時接種により健康被害を受けた者に対する救済給付に要する費用は、市町村が支弁し、その費用の4分の1を都道府県が、2分の1を国がそれぞれ負担すること。 （第22条第2項関係）

(2) 実費の徴収

新たな臨時接種を行った市町村は、経済的理由により、その費用を負担することが困難な場合を除き、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定

めるところにより、実費を徴収することができるものとする。 (第 24 条関係)

3 事務の区分に関する事項

都道府県知事又は市町村長が処理することとされている新たな臨時接種の実施に係る事務は地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) の第 1 号法定受託事務とすること。 (第 25 条関係)

二 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部改正

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法 (平成 14 年法律第 192 号) の副作用救済給付に係る政令の規定を参酌して、給付の額、支給方法その他給付に関して必要な事項を政令で定める旨の規定を削除すること。 (第 5 条関係)

三 改正法の附則

新型インフルエンザ等感染症のうち臨時の予防接種の対象としたもの等については、予防接種法の一部を改正する法律 (平成 13 年法律第 116 号) 附則第 3 条のインフルエンザに係る定期の予防接種の対象者を高齢者に限定する規定を適用しないこととする。 (改正法附則第 3 条関係)

第二 予防接種法施行令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令関係

一 予防接種法施行令の一部改正

1 予防接種の実施に関する事項

(1) 新たな臨時接種の実施に関して、厚生労働大臣が都道府県知事を通じて市町村長に予防接種を行うよう指示することができるのは、次のいずれかに該当する場合とすること。

イ 法第 6 条第 3 項に規定する疾病が発生し、若しくは流行し、又はそのおそれがあるとき。

ロ 日本との交通が密接である地域でイの疾病が流行している場合において、その病毒が日本に侵入するおそれがあるとき。

ハ 災害その他によりイの疾病が流行するおそれが著しいとき。

(第 3 条の 2 関係)

(2) 市町村長は、新たな臨時接種の実施に関して、予防接種を行う医師及び予防接種の公告を行うものとする。 (第 4 条及び第 5 条関係)

2 医療費及び医療手当に関する事項

(1) 一類疾病に係る定期の予防接種若しくは臨時の予防接種又は二類疾病に係る定期の予防接種若しくは臨時の予防接種を受けたことによる疾病について行う医療費の額について、以下の法律による給付との調整を新たに行うこととすること。

- ・労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
- ・船員法（昭和 22 年法律第 100 号）
- ・国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）
- ・地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）
- ・公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）

（第 10 条第 1 項及び第 19 条第 3 項関係）

(2) 新たな臨時接種に係る医療手当の額（月額）は、以下の通りとすること。

- イ 通院 3 日未満 33,700 円
- ロ 通院 3 日以上 35,700 円
- ハ 入院 8 日未満 33,700 円
- ニ 入院 8 日以上 35,700 円
- ホ 同月に通院と入院をした場合 35,700 円

（第 11 条関係）

3 障害児養育年金に関する事項

(1) 新たな臨時接種に係る障害児養育年金の額は、以下の通りとすること。

- イ 別表第 1 に定める 1 級の障害の状態にある 18 歳未満の者を養育する者に支給する場合 1,185,600 円
- ロ 別表第 1 に定める 2 級の障害の状態にある 18 歳未満の者を養育する者に支給する場合 949,200 円

（第 12 条第 2 項関係）

(2) 新たな臨時接種に係る障害児養育年金の額は、別表第 1 に定める障害の状態にある 18 歳未満の者であって厚生労働省令で定めるものに入院又は入所していないものを養育する者に支給する場合は、以下の介護加算額を加算した額とすること。

- イ (1) イの場合 836,200 円
- ロ (1) ロの場合 557,400 円

（第 12 条第 3 項及び第 4 項関係）

4 障害年金に関する事項

(1) 新たな臨時接種に係る障害年金の額は、以下の通りとすること。

- イ 別表第 2 に定める 1 級の障害の状態にある 18 歳以上の者に支給する場合 3,793,200 円
- ロ 別表第 2 に定める 2 級の障害の状態にある 18 歳以上の者に支給する場合 3,033,600 円
- ハ 別表第 2 に定める 3 級の障害の状態にある 18 歳以上の者に支給する場合 2,276,400 円

（第 13 条第 2 項関係）

(2) 新たな臨時接種に係る障害年金の額は、別表第 2 に定める 1 級又は 2 級の障

害の状態にある者であつて厚生労働省令で定めるものに入院又は入所してないものに支給する場合は、以下の介護加算額を加算した額とすること。

イ (1) イの場合 836,200 円

ロ (1) ロの場合 557,400 円

(第 13 条第 3 項及び第 4 項関係)

5 死亡一時金に関する事項

(1) 新たな臨時接種に係る死亡一時金について、給付を受けることができる遺族の範囲は、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（ただし、配偶者以外の者にあつては、予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に限る。）とすること。（第 17 条第 1 項関係）

(2) 新たな臨時接種に係る死亡一時金について、給付を受けることができる遺族の順位は、以下のイ及びロの順序（イ及びロに掲げる者のうちにあつては、それぞれイ及びロに掲げる順序）とすること。

イ 新たな臨時接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

ロ イに該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(第 17 条第 2 項関係)

(3) 新たな臨時接種に係る死亡一時金の額は、以下の通りとすること。

イ (2) イに掲げる者に支給する場合 33,200,000 円

ロ (2) ロに掲げる者に支給する場合 24,905,000 円

(第 17 条第 4 項関係)

6 葬祭料に関する事項

新たな臨時接種に係る葬祭料の額は、201,000 円とすること。（第 18 条関係）

7 費用負担に関する事項

(1) 新たな臨時接種に係る国及び都道府県の負担は、以下の額について行うこと。

イ 第一の一の 2 の (1) のイの負担については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した医師の報酬、薬品、材料その他に要する経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から当該年度において現に要した当該費用に係る第一の一の 2 の (2) の徴収金の額（その額が厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額に満たないときは、当該基準によつて算定した額とする。）を控除した額

ロ 第一の一の 2 の (1) のロの負担については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）

(第 31 条第 2 項関係)

8 新たな臨時接種の事務に係る事項

都道府県知事又は市町村長が処理することとされている、新たな臨時接種に係る公告、記録及び被接種者数の報告の事務は地方自治法の第1号法定受託事務とすること。（第34条関係）

二 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部改正

1 障害児養育年金に関する事項

(1) 新型インフルエンザ予防接種に係る障害児養育年金の額は、以下の通りとすること。

イ 別表に定める1級の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者に支給する場合 1,185,600円

ロ 別表に定める2級の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者に支給する場合 949,200円

（第4条第2項関係）

(2) 新型インフルエンザ予防接種に係る障害児養育年金の額は、別表に定める障害の状態にある18歳未満の者であって厚生労働省令で定めるものに入院又は入所していないものを養育する者に支給する場合は、以下の介護加算額を加算した額とすること。

イ (1)イの場合 836,200円

ロ (1)ロの場合 557,400円

（第4条第3項及び第4項関係）

(3) 障害児について、新型インフルエンザ予防接種を受けたことによる障害に関し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定により特別児童扶養手当又は障害児福祉手当が支給されるときは、障害児養育年金の額は、(1)又は(2)により算定した額から障害児養育年金の支給期間中の各年に支給される特別児童扶養手当又は障害児福祉手当の額を控除して得た額とすること。（第4条第5項関係）

2 障害年金に関する事項

(1) 新型インフルエンザ予防接種に係る障害年金の額は、以下の通りとすること。

イ 別表に定める1級の障害の状態にある18歳以上の者に支給する場合 3,793,200円

ロ 別表に定める2級の障害の状態にある18歳以上の者に支給する場合 3,033,600円

（第5条第2項関係）

(2) 新型インフルエンザ予防接種に係る障害年金の額は、別表に定める障害の状態にある18歳以上の者であって厚生労働省令で定めるものに入院又は入所していないものに支給する場合は、下記の介護加算額を加算した額とすること。

イ (1)イの場合 836,200円

ロ (1)ロの場合 557,400円

(第5条第3項及び第4項関係)

- (3) 新型インフルエンザ予防接種を受けたことによる障害に関し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当が支給される時、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定により福祉手当が支給される時、又は国民年金法(昭和34年法律第141号)第30条の4の規定による障害基礎年金が支給される時は、障害年金の額は、(1)又は(2)により算定した額から障害年金の支給期間中の各年に支給される特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の額若しくは福祉手当の額又は障害基礎年金の額の100分の40に相当する額を控除して得た額とすること。(第5条第5項関係)

3 遺族年金及び遺族一時金に関する事項

- (1) 新型インフルエンザ予防接種に係る遺族年金について、給付を受けることができる遺族の範囲は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹(ただし、配偶者以外の者にあつては、予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に限る。)とし、遺族年金の給付を受けることができる遺族は、遺族年金の支給に代えて遺族一時金の支給を請求することができることとすること。(第8条第1項、第10条第1項及び第3項関係)
- (2) 予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、将来に向かって、その子は(1)の子と見なすこととすること。(第8条第2項)
- (3) 新型インフルエンザ予防接種に係る遺族年金又は遺族一時金について、給付を受けることができる遺族の順位は以下のイからハの順序(イ又はハに掲げる者のうちにあつては、それぞれイ又はハに掲げる順序)とすること。
イ 新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
ロ イに該当しない配偶者
ハ イに該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹(予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に限る。)
(第8条第3項及び第10条第2項関係)
- (4) 新型インフルエンザ予防接種に係る遺族年金は10年を限度として支給すること。(第8条第4項関係)
- (5) 新型インフルエンザ予防接種に係る遺族年金の額は、以下の通りとすること。
イ (3)イに掲げる者に支給する場合 3,320,000円(年額)
ロ (3)ロ又はハに掲げる者に支給する場合 2,490,500円(年額)
(第8条第5項関係)
- (6) 新型インフルエンザ予防接種に係る遺族年金の額について、予防接種を受けたことにより死亡した者が障害年金の支給を受けたことがあるときは、その支給を受けた期間の区分に応じて調整すること。(第8条第6項関係)

- (7) 新型インフルエンザ予防接種に係る遺族年金の支給に代えて遺族一時金の支給の請求をした場合においては、(5)及び(6)により算定した額に相当する額に十を乗じて得た額(10)の後段により遺族年金を請求することができる者にあつては、当該額から当該額に厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者に係る遺族年金が支給されている月数を百二十で除して得た率を乗じて得た額を控除して得た額)とすること。(第10条第4項関係)
- (8) 遺族年金を受けることができる同順位の遺族が2人以上ある場合の各人の遺族年金の額は、調整後の額をその人数で除して得た額とすること。(第8条第7項関係)
- (9) 新型インフルエンザ予防接種に係る遺族年金を受けることができる同順位の遺族の数に増減を生じたときは、遺族年金の額を改定すること。(第8条第8項関係)
- (10) 新型インフルエンザ予防接種に係る遺族年金を受けることができる先順位者がその請求をしないで死亡した場合においては、次順位者が遺族年金を請求することができること。また、遺族年金を受けることができる先順位者の死亡により遺族年金が支給されないこととなった場合において、同順位者がなくて後順位者があるときも、同様とすること。(第8条第9項関係)
- (11) 新型インフルエンザ予防接種に係る遺族年金の支給の請求は、新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の当該新型インフルエンザ予防接種を受けたことによる疾病又は障害について医療費、医療手当、障害児養育年金又は障害年金の支給の決定があつた場合には、その死亡の時から2年、それ以外の場合には、その死亡の時から5年を経過したとき(10)の後段の規定による請求により支給する遺族年金にあつては、遺族年金を受けることができる先順位者の死亡の時から2年を経過したとき)は、することができないこと。(第8条第10項関係)
- (12) (8)及び(11)は、遺族一時金についても準用することとすること。(第10条第5項関係)

4 障害児養育年金等の支給期間に関する事項

障害児養育年金、障害年金又は遺族年金の支給期間は、支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から、支給すべき事由が消滅した日の属する月までとすること。(第9条第1項関係)

三 その他

- 1 この政令の施行の日前に支給すべき事由が生じた予防接種法による医療費については、なお従前の例によること。(附則第2条関係)
- 2 改正後の新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の規定は、新型インフルエンザ予防接種を受けた者に係る障害児養育年金、障害年金又は遺族年金若しくは遺族一時金について支給決定がされていない者について適用すること。(附則第3条関係)

第三 予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令関係

一 予防接種法施行規則の一部改正

- 1 新たな臨時接種を受けた者に交付する予防接種済証の様式を定めたこと。（第4条関係）
- 2 新たな臨時接種に係る死亡一時金の請求について、請求者が新たな臨時接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持していたことを明らかにすることができる書類の提出を求めることとしたこと。（第11条の9関係）

二 予防接種実施規則の一部改正

予防接種の対象者が乳児又は幼児である場合に行う母子健康手帳の提示について、新たな臨時接種を行う者についても、その提示を求めることとしたこと。（第5条関係）

三 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則の一部改正

- 1 障害児養育年金及び障害年金の請求について、特別児童扶養手当等の支給額や支給期間等を記載した書類の提出を求めることとしたこと。（第3条及び第5条関係）
- 2 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令第4条第3項及び第5条第3項に規定する施設を定めたこと。（第4条の2及び第5条の2関係）
- 3 遺族年金を受けることができる者について、遺族年金の支給に代えて遺族一時金の支給を請求することができることとしたこと等に伴い、関係規定について以下の整備を行うこと。
 - (1) 遺族年金又は遺族一時金の請求書の様式を統一し、遺族一時金の支給を請求しようとする者はその旨を記載することとしたこと（第7条第1項関係）
 - (2) 遺族年金又は遺族一時金の請求について、新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時のその者と請求者との生計の関係を明らかにすることができる書類の提出を求めることとしたこと（第7条第2項関係）

第四 施行期日

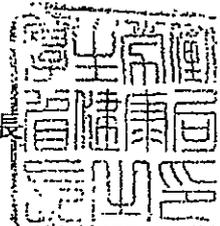
平成23年10月1日から施行すること。



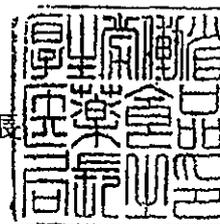
健発0930第9号
医薬発0930第1号
平成23年9月30日

都道府県知事
各 政令市長 殿
特別区長

厚生労働省 健康局長



医薬食品局長



厚生労働省組織令及び厚生労働省組織規則の一部改正に伴う健康局
結核感染症課及び医薬食品局血液対策課の組織改編について

厚生労働省組織令の一部を改正する政令（平成23年政令第302号）が平成23年9月30日に、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第121号）が同日公布され、ともに同年10月1日に施行される。これにより、健康局結核感染症課及び医薬食品局血液対策課の組織改編が行われることとなった。

改正の概要は下記のとおりであるが、貴職におかれては、今回の改正の趣旨を十分ご理解いただくとともに、貴管内市町村、貴管内関係業者、医療機関、関係団体等に対し周知徹底方御配慮願いたい。

記

1 改正の概要について

- ① 予防接種行政について、ワクチンの情報収集、流通、分析、評価、接種体制の整備等を一元的に担う体制を作るため、医薬食品局血液対策課の所掌事務を健康局結核感染症課へ移管する。
- ② 具体的な改正の内容は以下のとおりである。
 - (1) 健康局結核感染症課に予防接種室を設置すること。
 - (2) ワクチン等の生産及び流通の増進、改善及び調整に関する事務を医薬食品局血液対策課から健康局結核感染症課に移管すること。

2 健康局及び医薬食品局の通知についての今後の取扱について

- ① 組織改編前に発出された医薬食品局内の各職による通知は、組織改編後に当該通知に係る事務を所管する職の発出による通知とみなし、その効力を維持するものとする。
- ② 組織改編前に発出された通知中の組織の名称及び職名については、今後、当該通知を改正する際に組織改編に合わせた所要の改正を行うこととし、それまでの間、組織改編後の組織の名称及び職名とみなして取り扱うこととする。

3 今般の改編に伴う留意点について

以下の業務に係る担当課が、医薬食品局血液対策課から健康局結核感染症課予防接種室となるのでご留意願いたい。

- ① 「国有ワクチン供給要領（昭和26年8月6日付薬発第357号厚生省薬務局長通知）」（別添）に基づき、都道府県が行う国有ワクチンの供給の申請
- ② 製造販売業者、卸売販売業者、都道府県、その他関係団体等が行う国有ワクチン及びその他のワクチン（トキソイド、抗毒素を含む）の安定供給に関する問い合わせ
- ③ ①及び②以外で、医薬食品局血液対策課が行っていたワクチン（トキソイド、抗毒素を含む）の生産及び流通に関する問い合わせ

薬 発 第 3 5 7 号

昭和 2 6 年 8 月 6 日

各都道府県知事 殿

厚生省薬務局長
厚生大臣官房会計課長

国有ワクチンの供給について

標記については、本年 8 月 1 日以降別記国有ワクチン供給要領により供給等の事務を行うこととするから御了知の上管内関係の向きへも周知方取り計らわれない。

おって、この通ちようの国有ワクチンの種類は、発疹チフスワクチン、コレラワクチン及びインフルエンザウイルスワクチンの 3 種である。

※ 現在は、ガスエソウマ抗毒素、乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（A B E F 型・E 型）、乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン、コレラワクチン、乾燥ジフテリアウマ抗毒素の 6 品目となっている。

(別記) 国有ワクチン供給要領

一 政府関係需要に対しては、次により供給する。

- (1) 政府関係各庁の需要に対しては、物品取扱令規に従い保管転換の事務処理とすること。
- (2) 国家防疫事務を地方公共団体等に委託したときの需要に対しては無償で譲与すること。
 - 2 上により譲与を受けたものについては、毎月末の出納を明らかにし翌月 1 0 日までに別記第 1 号様式で厚生省薬務局分任会計官吏（以下分任官）あて報告すること。
 - 3 上により譲渡を受けたもの一部または全部をその目的外に使用したときは、その使用分について毎四半期で精算し、一般売払の要領により処理すること。

二 一般需要に対しては、売払処理の方法をとり、次により供給する。

(1) 申請

申請は、すべて文書によることとし、緊急のためやむを得ないときに限り電信または口頭によってよいが、事後速やかに申請書を提出すること。

- 2 前項後段の申請者が著しく遅延したときは、現品の回収をすることがあること。
- 3 申請は、次に掲げるものを除き、各都道府県において管内需要を取りまとめ一括申請とし、特別の事情のあるときは、市町村またはその他の需要者から申請してもよいが、この場合は、都道府県衛生部の証明を要すること。

イ 公共企業体

ロ 特殊事業場

ハ 外国駐在公館指定病院または医師（海外渡航者用）

ニ 連合軍指定病院診療施設（連合国軍要員用）

ただし、前号に掲げるものについても都道府県が一括して申請することについては差し支えないこと。

4 申請書は、別記第2号様式とすること。

(2) 契約書

契約書は、政府所属物品の売払契約とし、申請の都度これを結ぶこと。

- 2 契約書は、売払代金が60万円を超えないときは省略するが、会計経理上別記第3号様式の付属書を申請書に添付すること。
- 3 契約書は、別記第4号様式とし、申請書を受理したとき本省から正副2通を作成し申請者に送達し、その1通を本省分任官あて返送すること。

(3) 売払代金

売払価格は、厚生省の定めた容器代及び諸掛を含めた価格とすること。

- 2 代金は、本省の発行する納入告知書により納入すること。
- 3 所定の期日内に納入できない事情のあるときは、ただちに理由をそえて延納の協議をすること。

(4) 現品発着

現品は申請により発送すること。

- 2 現品を受領したときは、ただちに数量等を確認し、別記第5号様式の受領書を分任官あてに送付すること。
- 3 数量の過不足、破損その他事故を発見したときは、着後2週間以内にその事情を分任官に通知し、協議の上処理すること。

(5) 交換返品

前項3により協議の上処理するものを除いては、交換または返品の処置は取り扱わないこと。

ただし、事情により使用残を来たし、他に譲渡等の処置を依頼されたときは、適正な保管により品質に変化を生じていないと認められたものについてのみ斡旋は行うが、会計経理は授受当事者間で処置すること。